（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第三十条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項中「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、同条第二項中「第三十条の七第四項」を「第三十条の十」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「及び性別」を「、性別及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「及び氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）」を「、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号に掲げる書類については、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第二十条の三第一項第一号中「及び性別」を「、性別及び個人番号」に改め、同項第二号中「及び氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）」を「、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）及び個人番号」に改める。

第二十九条第三項第一号中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第三十二条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一号中「及び従前の住所」を「、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改め、同条第三号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第二十五条第一項第二号中「及び従前の住所」を「、従前の住所及び個人番号」に改め、同項第五号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第二十六条第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

3　前項の場合において、当該第二号被保険者は、医療保険各法による被保険者証（日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証（以下「医療保険被保険者証等」という。）を提示するものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第二十七条第一項第一号及び第二十八条の二第四項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第二十九条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　個人番号

第三十条第四号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　個人番号

第三十一条第四号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　個人番号

第三十二条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　個人番号

第三十五条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第三十七条中「掲げる事項」の下に「（個人番号を除く。）」を加える。

第四十条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第四十二条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第四十九条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

第五十一条中「掲げる事項」の下に「（個人番号を除く。）」を加える。

第五十四条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。